

○厚生労働省告示第九十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第三条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

鎮咳去痰薬の項第四目を削り、第五目を第四目とし、第六目から第二十四目までを一目ずつ繰り上げる。